

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第12号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則（昭和45年3月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第17条の2の見出し中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同条第1項中「第231条の2第6項の規定による指定代理納付者」を「第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）」に改め、同条第2項中「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、同項第1号を次のように改める。

（1） 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

第17条の2第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「指定代理納付者に代理」を「指定納付受託者に」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2） 指定をした日

第18条の2の見出し中「歳入」を「公金」に改め、同条第1項及び第2項を次のように改める。

市長は、法第243条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条の規定により、公金の徴収又は収納の事務を委託しようとするときには、あらかじめ会計管理者に協議しなければならない。

2 前項の規定により公金の徴収又は収納の事務を委託したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。告示した事項を変更し、又は指定を取り消したときも、また同様とする。

（1） 法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者の名称及び住所  
又は事務所の所在地

（2） 指定をした日及び委託をした日

(3) 委託した事務の範囲

第18条の2第3項中「第158条第1項」を「第173条の2第1項」に改める。

第18条の3を削る。

別表第1中

「

市長公室総合 政策課	課長	市長公室総合 政策課	(現) 街づくり推進係長及び係員 並びに総合政策課付係長
---------------	----	---------------	---------------------------------

」

を

「

市長公室総合 政策課	課長	市長公室総合 政策課	(現) 企画係長及び係員
	課付 課長	市長公室総合 政策課	(現) 街づくり推進係長及び係員

」

に改め、同表教育委員会事務局教育総務課の項中

「

(現) 施設係長及び係員	を	(現) 総務係長及び係員 (現) 施設係長及び係員	に改め、
--------------	---	------------------------------	------

」

同表教育委員会事務局まなび推進課の項中

「

課長 地域学習係 担当課長	教育委員会事務局まなび 推進課	(現) 学務係長及び係員 (現) 地域学習係長及び係員
---------------------	--------------------	--------------------------------

」

を

地域学習係 担当課長	教育委員会事務局まなび 推進課	(現) 地域学習係長及び係員
---------------	--------------------	----------------

に改め、同表議会事務局の項中「秘書係長」を「総務係長」に改める。

別表第2中

総合政策課 長	高原地域振興館及び天理 駅前広場の使用料の収納	(現) 街づくり推進係長及び 係員
------------	----------------------------	----------------------

を

総合政策課 長	企業版ふるさと納税の収 納	(現) 企画係長及び係員
総合政策課 付課長	高原地域振興館及び天理 駅前広場の使用料の収納	(現) 街づくり推進係長及び 係員

に、

教育総務課 長	所管に係る徴収金の収納	(現) 施設係長及び係員
まなび推進 課長	学校給食費の収納	(現) 学務係長及び係員

を

教育総務課 長	学校給食費の収納 所管に係る徴収金の収納	(現) 総務係長及び係員 (現) 施設係長及び係員
------------	-------------------------	------------------------------

に改め、同表議会事務局次長の項中「秘書係長」を「総務係長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。